

## 勝浦市地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務）募集要項

少子高齢化や人口減少による地域活力の低下などの課題に対して、地域外からの人材誘致により、地域活性化を図るため、地域おこし協力隊を募集します。これまで当市では、7名の地域おこし協力隊が活動を行い、うち4名は現在も活動を行っています。

今回は、下記に記載の移住・定住促進におけるコミュニティ創出に関する、地域おこし協力隊を募集します。

### 1. 募集人数

地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務\_\_コミュニティ創出型）1名

### 2. 募集の目的

当市の人口は、昭和33年の31,400人をピークとして、令和7年5月末時点では半分以下の15,002人まで減少し続けています。また、高齢化率は約47%、15年後は57%に達すると推計されています。

こうした現状を踏まえ、市では空き家バンク制度や移住奨励金制度を整備するとともに、移住・定住ポータルサイト「日々、かつうら」や各種SNSの運用、移住体験ツアーの開催、都市部での移住フェア・相談会への出展などを通じて、移住希望者の受け入れを推進してきました。その結果、移住相談件数はこの5年間で約4倍となる約450件/年間に達する等、移住先としての勝浦市の認知は少しずつ向上しつつあります。

一方、当市への移住・定住者をさらに増やしていくためには、相談者一人ひとりへの、よりきめ細かなサポートが必要です。具体的には、相談者のニーズに合わせた市内の人・場所・団体とのマッチングや、市民・民間団体と連携した受け入れ体制の構築等、地域が主体となった移住・定住支援の輪（コミュニティ）を創出する人材を必要と考えます。

今回の募集は、移住・定住支援窓口の開設と、同窓口を中心とした相談対応・地域案内・ツアーやイベントの企画運営などを通して、移住希望者と地域をつなぐ新たなコミュニティを創出していくことを目的としています。

### 3. 主な活動内容

以下の活動を中心に、市と協議の上で決定します。

(1) 勝浦市内に設置する「（仮称）かつうら暮らしの案内所」（以下、「案内所」という。）の開設・運営

案内所で想定される業務は以下のとおりとする。

- ・移住希望者等に対する相談窓口
- ・勝浦市での暮らしに関する情報発信・提供
- ・相談内容に応じた、人・場所・コミュニティの紹介

- ・ 隊員の関心やスキルを活かした店舗運営（飲食・小売など）
  - ・ 開設場所は当面、勝浦朝市通り沿いのレンタルスペースを予定。以降の拠点については市及び関係者と協議のうえ決定
- (2) 移住・定住促進を目的とした交流イベントや体験企画の立案・実施
  - (3) 勝浦市が行う移住関連事業の補助（移住フェア出展、WEB・SNS での情報発信など）

#### 4. 募集条件

募集する隊員は、以下のすべての項目に該当する方とします。

- (1) 令和7年6月20日時点で、年齢が概ね20歳以上の方
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ア 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住民登録をしている方
  - イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊員として、2年以上同一地域で活動した経験があり、その解嘱から1年以内の方
  - ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として、2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の方
  - エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (3) 採用される前に既に勝浦市に定住・定着（既に住民票の異動が行われている方等）をしていない方で、隊員として採用された場合に勝浦市内に居住し住民票を異動することができる方（家族での居住も可能）
- (4) 地域の活性化に資するため、地域の方々と良好な関係を築けるコミュニケーション力と深い熱意を有し、積極的に活動でき、本事業終了後も引き続き本市に定住する意志のある方
- (5) 普通自動車運転免許を有している方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に職務ができる方

#### 5. 歓迎する経験・スキル

- (1) カフェ・コワーキングスペースなどの運営経験がある方
- (2) コミュニティマネジメント経験がある方
- (3) イベントやツアーの企画・運営経験がある方
- (4) SNS・WEBでの情報発信やライティングスキルがある方
- (5) 地域ガイドや旅行業等の企画型観光業務経験がある方

## 6. 活動拠点

市と協議の上、決定します。

## 7. 活動地域

原則として勝浦市内となります。

## 8. 活動時間、活動日数

- (1) 活動時間は、原則として1日7時間とします。
- (2) 活動日数は、原則として月20日とします。

## 9. 委嘱期間

初年度は委嘱日から令和8年3月31日までとします。なお、次年度からは年度毎に委嘱することができ、最長で3年間とします。

※委嘱日については、令和7年10月1日を予定とします。ただし、最終決定は採用決定後に市と協議によるものとします。

## 10. 任用形態

勝浦市との業務委託契約を結び、その活動の対価として、委託料の支払いを受けるものとなります。勝浦市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納めることとなります。

### 11. 委託料

委託料は月額266,000円とします。(1箇月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり13,300円の日割り計算により支給するものとします。)

### 12. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において効果的かつ円滑に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援します。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (3) 隊員が地域に定着するための支援
- (4) 隊員が行う活動の取組状況等に関する情報発信
- (5) その他

### 13. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担しま

す。なお、負担の可否は市と協議のうえ決定します。

- (1) 隊員の活動に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（住居における光熱水費、通信費は隊員が負担）
  - ア 賃貸物件の場合、隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担します。
  - イ 物件を購入した場合、住環境の整備を目的とした改修工事に要する費用に対して、予算の範囲内において支援します。詳細については、隊員の定住環境整備に要する経費についてのガイドラインに定めます。
- (8) その他、隊員の活動に要する経費

#### 1 4. 応募手続き

- (1) 受付期間  
令和7年6月20日（金）から令和7年8月8日（金）まで  
※提出書類は締切日必着。
- (2) 提出書類
  - ・別紙「勝浦市地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務）応募用紙」
  - ・活動目標レポート
  - ・履歴書
  - ・住民票の写し（都市地域等に居住しているかを確認するため）上記の書類を勝浦市役所企画課移住・定住支援係（勝浦市新官1343番地の1）に郵送又はご持参ください。
- (3) 書類の配布方法  
募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、勝浦市ホームページからダウンロード頂けます。また、勝浦市役所4階企画課移住・定住支援係の窓口での入手も可能です。

#### 1 5. 審査方法

- (1) 一次審査として書類審査を行い、二次審査として面接審査を行います。
- (2) 結果のお知らせ

申込受付期間終了後、書類審査を行い、面接審査を行うか、不採用かの結果を通知します。面接審査終了後は、概ね1週間程度で採用か不採用かの結果を通知します。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。

## 16. 応募・問い合わせ先

勝浦市役所企画課移住・定住支援係

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

TEL：0470-62-5095（直通）

FAX：0470-73-9066

Eメール：izyuu-k@city-katsuura.jp